

児童扶養手当等について

福祉児童課 内線 227・228

◆ 児童扶養手当・特別児童扶養手当・愛知県遺児手当の現況届について

児童扶養手当、特別児童扶養手当および愛知県遺児手当を引き続き受給するには、現況や所得を届出する必要があります。児童扶養手当を受けている方は現況届と必要書類を、特別児童扶養手当・愛知県遺児手当を受けている方は所得状況届と必要書類を添えて福祉児童課へ提出してください。

- ▼提出期間 児童扶養手当・愛知県遺児手当 **8月1日(水)～8月31日(金)**
特別児童扶養手当 **8月10日(金)～9月11日(火)**

届出を忘れると、たとえ続けて受給資格があっても、**8月分以降の手当が受けられなくなることがあります**のでご注意ください。なお、児童扶養手当支給開始から5年経過等に該当する方へは、「一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)」を送付しますので、必要な関係書類を添え、現況届と併せて提出してください。

◆ 扶桑町遺児手当について

- ▼対象者 父または母に重度の障害のある家庭、母子家庭又は父子家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を育てている方。
- ▼内容 ○町県民税課税所得金額を基準として支給制限があります。
○手当額(月額) 児童1人あたり3,000円
○手当は、年2回に分けて支給します。(9月・3月)
○申請した日の属する月から支給します。

尾張北部権利擁護支援センターがオープンしました

福祉児童課 内線 222

● 尾張北部権利擁護支援センターとは

扶桑町と、小牧市、岩倉市、大口町との共同事業として設置され、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない人に対して権利擁護に関する相談や利用支援を行うことで、安心して暮らし続けることができる地域づくりをめざすセンターです。

● 相談事業

成年後見制度の利用に関して、地域住民のみなさまからの相談をお受けします。

- 電話相談 平日午前9時～午後5時
- 面談相談 平日午前9時～午後5時(要予約)
- 巡回相談 扶桑町の巡回相談日
毎月第4木曜日 午後1時30分～午後4時20分
(要予約、会場：扶桑町総合福祉センター2階相談室)

● センター所在地、相談予約先

小牧市総合福祉施設ふれあいセンター2階 (小牧市小牧5-407)
☎ 0568(74)5888 FAX 0568(74)5855
メール mail@owarihokubu-kenriyougo.net

● 問い合わせ

扶桑町役場 福祉児童課 社会福祉グループ 内線222



◆ 児童扶養手当・特別児童扶養手当・愛知県遺児手当の所得制限及び内容について

(1) 手当の内容など

種類	内容	対象者
児童扶養手当	○ 所得制限、公的年金との併給制限があります。 ○ 手当は、年3回に分けて支給します。(4月・8月・12月) ○ 手当額(月額) ・ 児童1人目 全部支給 42,500円 (一部支給停止 所得により42,490円～10,300円) ・ 2人目の加算 最大で 10,400円 (一部支給停止 所得により10,300円～5,020円) ・ 3人目以降の加算額 最大で 6,020円 (一部支給停止 所得により6,010円～3,010円)	父または母と生計を同じくしていない家庭(父または母に重度の障害がある家庭を含む)で18歳以下の児童(児童に心身の障害がある場合は20歳未満)を育てている方。
特別児童扶養手当	○ 所得制限があります。 ○ 手当は、年3回に分けて支給します。(4月・8月・11月) ○ 手当額(月額) ・ IQ35以下程度または身体障害1～2級程度の障害児 51,700円 ・ IQ50以下程度または身体障害3級(4級の一部を含む)程度の障害児 34,430円	IQ50以下程度または身体障害1～3級(4級の一部を含む)程度の障害がある20歳未満の児童を育てている方。
愛知県遺児手当	○ 所得制限、公的年金との併給制限があります。 ○ 手当は、年3回に分けて支給します。(4月・8月・12月) ○ 手当額(月額) ・ 児童1人あたり 支給開始～3日目まで 4,350円 4日目～5日目 2,175円 ○ 支給期間は、支給開始から5年間又は対象児童が18歳に達する日の属する年度の末日までのいずれか早い日までです。	父または母と生計を同じくしていない家庭(父または母に重度の障害がある家庭を含む)で18歳以下(18歳に達する日の属する年度の末日まで)の児童を育てている方。

※支給額は法改正などによって変更されることがあります。

(2) 所得制限額

◆ 児童扶養手当・愛知県遺児手当

扶養親族数	受給資格者(全部支給)	受給資格者(一部支給)	配偶者・扶養義務者
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円

◆ 特別児童扶養手当

扶養親族数	受給資格者	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円

↑全部支給の限度額が引き上げられました。

※扶養親族が1人増すごとに380,000円を加算してください。

※扶養親族が1人増すごとに受給資格者は380,000円、配偶者・扶養義務者は213,000円を加算してください。

※母及び児童が児童の父から、児童の扶養義務を履行するための費用(養育費)を受け取る場合は、その金額の80%(1円未満四捨五入)が所得となります。